

別添 4

環自野発第 1911283 号

令和元年 12 月 6 日

(公 印 省 略)

各都道府県知事 殿

環境省自然環境局長

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の細部解釈及び運用方法に
ついての一部改正について

今般、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 26 号。以下「第 9 次地方分権一括法」という。）第 11 条により、火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）の一部が改正され、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県等（当該都道府県等が法人である場合にあっては、従事者証の交付を受けた者）については、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令（昭和 41 年総理府令第 46 号）第 4 条に定める数量以下の実包等の譲受けの許可が不要となったところですが、第 9 次地方分権一括法の附帯決議において、「事業従事者に対する指導を徹底するなど、実包の十分な管理体制を確保し、公共の安全の維持に万全を期すこと。」とされたところです。

また、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）の施行に伴い、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成 14 年環境省令第 28 号）が改正されたところです。

つきましては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の細部解釈及び運用方法について（平成 30 年 5 月 29 日付け環自野発第 1805294 号環境省自然環境局長通知）について、別紙のとおり一部改正したので通知します。

環自野発第 1911283 号
令和元年 12 月 6 日

各地方環境事務所長 殿
各自然環境事務所長 殿

自然環境局長

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の細部解釈及び運用方法に
ついての一部改正について

今般、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 26 号。以下「第 9 次地方分権一括法」という。）第 11 条により、火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）が改正され、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県等（当該都道府県等が法人である場合にあつては、従事者証の交付を受けた者）については、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令（昭和 41 年総理府令第 46 号）第 4 条に定める数量以下の実包等の譲受けの許可が不要となったところだが、第 9 次地方分権一括法の附帯決議において、「事業従事者に対する指導を徹底するなど、実包の十分な管理体制を確保し、公共の安全の維持に万全を期すこと。」とされたところである。

ついては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の細部解釈及び運用方法について（平成 30 年 5 月 29 日付け環自野発第 1805294 号自然環境局長通知）について、別紙のとおり一部改正したので通知する。

なお、別添とおり各都道府県知事あて通知しているので承知されたい。

改正案	現行
<p>I～II (略)</p> <p>III 基本指針等</p> <p>III-1～III-4 (略)</p> <p>III-5 指定管理鳥獣捕獲等事業（法第14条の2関係） (略)</p> <p>1.～2. (略)</p> <p>3. 指定管理鳥獣捕獲等事業の委託の考え方 (1)～(2) (略) (3) 従事者証の発行 指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県等については、法第9条第1項による鳥獣の捕獲等の都道府県知事の許可を受けられた者とみなされる。そのため、事業を実施する都道府県等は、指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者に対し、法第14条の2第9項により読み替えて適用する法第9条第8項の従事者証（施行規則第13条の9第3項に規定する様式第2の3）を交付し、携行させることとする。</p> <p>なお、捕獲業務が完了した場合、指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者には施行規則第13条の9第8項に基づき、効力が失われた日から30日以内に従事者証を都道府県知事に返納させなければならない。また、契約書等に定める履行期限前に事業を中止し、又は契約を解除した場合にあっては、都道府県等は速やかに捕獲従事者に従事者証を返納させなければならない。</p> <p>(4) その他 ①猟銃用火薬類の取扱 指定管理鳥獣捕獲等事業を発注する都道府県又は国の機関は、委託を受けた</p>	<p>I～II (略)</p> <p>III 基本指針等</p> <p>III-1～III-4 (略)</p> <p>III-5 指定管理鳥獣捕獲等事業（法第14条の2関係） (略)</p> <p>1.～2. (略)</p> <p>3. 指定管理鳥獣捕獲等事業の委託の考え方 (1)～(2) (略) (3) 従事者証の発行 指定管理鳥獣捕獲等事業は法第9条第1項に基づき鳥獣の捕獲等の許可が不要になる。そのため、事業の実施主体である都道府県等は、指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者に対し、法第14条の2第9項により読み替えて適用する法第9条8項の従事者証（施行規則第13条の9第3項に規定する様式第2の3）を交付し、携行させることと、従事者が適法な捕獲等に従事していることを証明させることとする。</p> <p>(4) その他 ①猟銃用火薬類の取扱 指定管理鳥獣捕獲等事業については、法第8条が適用されず、法第9条第</p>

1項に基づく捕獲等の許可を必要としないため、猟銃用火薬については、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に規定される「譲受」、「消費」、「製造」の許可を受けなければならない。これは、指定管理鳥獣捕獲等事業が、生息数が著しく増加し、生息域が拡大した鳥獣の捕獲を目的としており、相当数の実包等を消費することが考えられるとともに、また、指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者が狩猟や有害鳥獣駆除を行うものと同業者となり、1人当たりの実包等の保有量が著しく増加することも想定されることから、許可を必要としている。事業の実施主体である都道府県等は、火薬類取締法の無許可譲受け等が適用されないことに留意し、必要に応じて、指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者に対し、火薬取締法の許可を受けることを徹底させるものとする。

者の実包管理の状況について捕獲等業務計画書及び業務報告書により把握・確認し、必要に応じ適切な実包の管理について指導するとともに、仕様書に次の内容を定めるものとする。

- 指定管理鳥獣捕獲等事業の委託を受けた者は、捕獲従事者への適切な実包管理（譲受数量、使用数量、残数量等）の指導を徹底し、捕獲従事者の実包の管理状況について、都道府県公安委員会が発行する譲受許可証又は猟友会が発行する無許可譲受票に記載された実包の数量と実際に使用した実包の数量とを確認するなど、常に実包の使用状況を把握しておくとともに、捕獲等業務計画書において実包の購入・使用見込み（鉛製銃弾・非鉛製銃弾別）に於いて、また、業務報告書において実包の使用状況（譲受数量・使用数量・残数量（鉛製銃弾・非鉛製銃弾等））について記載し、発注者である都道府県又は国の機関に報告すること。
- 指定管理鳥獣捕獲等事業の委託を受けた者は、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令（昭和41年総理府令第46号）に定める数量を超える実包等の譲受けが必要になる捕獲従事者がいる場合は、当該捕獲従事者に対し火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に基づく許可を受け、許可を徹底させること。
- 指定管理鳥獣捕獲等事業の委託を受けた者は、捕獲に関する業務が完了又は契約が終了した場合には、捕獲従事者に速やかに無許可譲受票を返納させる措置を講ずること。

4. ～ 5. (略)

IV～VI (略)

VII 認定鳥獣捕獲等事業者制度

(略)

1. ～ 8. (略)
様式2-1～2-5 (略)

様式2-6

役員及び事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法

4. ～ 5. (略)

IV～VI (略)

VII 認定鳥獣捕獲等事業者制度

(略)

1. ～ 8. (略)
様式2-1～2-5 (略)

様式2-6

役員及び事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法

律施行規則

第19条の8第3号イからハまでに該当しない者である旨の誓約書

令和 年 月 日

都道府県知事 殿

申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(記名押印又は署名)

役員及び事業管理責任者が、下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

記

- 1 精神の機能の障害によりその鳥獣捕獲等事業を適正かつ効率的に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から3年を経過しない者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなつた日から3年を経過しない者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- 6 暴力団員等がその事業活動を支配する者

律施行規則

第19条の8第3号イからホまでに該当しない者である旨の誓約書

平成 年 月 日

都道府県知事 殿

申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(記名押印又は署名)

役員及び事業管理責任者が、下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

記

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
(追加)
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から3年を経過しない者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から3年を経過しない者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- 5 暴力団員等がその事業活動を支配する者

様式2-7-2-15 (略)

Ⅷ～ⅩⅡ (略)

様式2-7-2-15 (略)

Ⅷ～ⅩⅢ (略)

Ⅲ 基本指針等

Ⅲ-5 指定管理鳥獣捕獲等事業（法第14条の2関係）

指定管理鳥獣捕獲等事業については、法、施行令、施行規則及び基本指針に加え、以下の事項に留意するものとする。

3. 指定管理鳥獣捕獲等事業の委託の考え方

（3）従事者証の発行

指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県等については、法第9条第1項による鳥獣の捕獲等の都道府県知事の許可を受けた者とみなされる。そのため、事業を実施する都道府県等は、指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者に対し、法第14条の2第9項により読み替えて適用する法第9条第8項の従事者証（施行規則第13条の9第3項に規定する様式第2の3）を交付し、携行させることで、従事者が適法な捕獲等に従事していることを証明させることとする。

なお、捕獲業務が完了した場合、指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者には施行規則第13条の9第8項に基づき、効力が失われた日から30日以内に従事者証を都道府県知事に返納させなくてはならない。また、契約書等に定める履行期限前に事業を中止し、又は契約を解除した場合にあっては、都道府県等は速やかに捕獲従事者に従事者証を返納させなければならない。

（4）その他

① 猟銃用火薬類の取扱

指定管理鳥獣捕獲等事業を発注する都道府県又は国の機関は、委託を受けた者の実包管理の状況について捕獲等業務計画書及び業務報告書により把握・確認し、必要に応じ適切な実包の管理について指導するとともに、仕様書に次の内容を定めるものとする。

- 指定管理鳥獣捕獲等事業の委託を受けた者は、捕獲従事者への適切な実包管理（譲受数量、使用数量、残数量等）の指導を徹底し、捕獲従事者の実包の管理状況について、都道府県公安委員会が発行する譲受許可証又は猟友会が発行する無許可譲受票に記載された実包の数量と実際に使用した実包の数量とを確認するなど、常に実包の使用状況を把握しておくとともに、捕獲等業務計画書において実包の購入・使用見込み（鉛製銃弾・非鉛製銃弾別）について、また、業務報告書において実包の使用状況（譲受数量・使用数量・残数量（鉛製銃弾・非鉛製銃弾別等）について記載し、発注者である都道府県又は国の機関に報告すること。
- 指定管理鳥獣捕獲等事業の委託を受けた者は、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令（昭和41年総理府令第46号）に定める数量を超える実包等の譲受けが必要になる捕獲従事者がいる場合は、当該捕獲従事者に対し火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に基づく許可を受けることを徹底させること。
- 指定管理鳥獣捕獲等事業の委託を受けた者は、捕獲に関する業務が完了又は契約が終了した場合には、捕獲従事者に速やかに無許可譲受票を返納させる措置を講じること。

VII 認定鳥獣捕獲等事業者制度

様式2-6

役員及び事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則
第19条の8第3号イからへまでに該当しない者である旨の誓約書

令和 年 月 日

都道府県知事 殿

申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(記名押印又は署名)

役員及び事業管理責任者が、下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

記

- 1 精神の機能の障害によりその鳥獣捕獲等事業を適正かつ効率的に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- 6 暴力団員等がその事業活動を支配する者